

北陸電力グループ人権方針の策定について

2023年12月1日
北陸電力株式会社

北陸電力グループは、人権の尊重を事業活動の根幹と位置付けており、その意思を改めて表明するため、本日、「北陸電力グループ人権方針」を策定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、国際連合で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則^{※1}」や日本政府の策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン^{※2}」等に基づき、本日、「北陸電力グループ人権方針」を策定いたしました。

当社はこれまでも、人権の尊重を事業活動の根幹と位置付け、従業員への人権啓発、ハラスメントの防止、働きやすい職場づくり等に取り組んでまいりました。

昨今、経済のグローバル化等に伴い、事業活動における人権尊重は企業の責務であるという考え方が世界共通認識となっております。そのような状況を踏まえ、「北陸電力グループ人権方針」を策定することにより、当社グループの人権尊重の意思を改めて表明することといたしました。

当社グループは、今後とも、皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」であり続けるため、「北陸電力グループ人権方針」のもと事業活動を推進してまいります。

以 上

※1 2011年国際連合人権理事会採択。国家の人権保護義務・企業の人権尊重責任・救済へのアクセスという3本柱を規定しており、国家と企業に対し、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことを求めたもの。

※2 2022年日本政府策定。国連指導原則をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組みについて、具体的に解説し、企業の取組みを促進することを目的とするもの。

・参考資料：北陸電力グループ人権方針

北陸電力グループ人権方針

北陸電力グループは、人権の尊重を事業活動の根幹と位置付けており、その意思を表明するため、「北陸電力グループ人権方針」をここに策定します。

本方針を北陸電力グループの事業活動の基盤とし、「Power&Intelligence でゆたかな活力あふれる北陸を」というグループ理念を実現していくことで、これからも皆さまから「信頼され選択される企業」を目指します。

1. 適用範囲

本方針は、北陸電力グループのすべての役員と従業員に適用します。

また、サプライチェーンにおける取引先などのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針への理解・支持を求めるとともに、本方針が尊重されるよう働きかけます。

2. 基本姿勢

北陸電力グループは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際的な規範を支持、尊重します。また、事業活動を行う国・地域において適用される法令を遵守します。

・事業活動において以下の権利と尊厳を尊重します。

- (1) 人種、信条、性別、身体的条件、社会的身分等あらゆる形態の差別の禁止
- (2) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
- (3) ハラスメントの禁止
- (4) 労働時間の適正管理と長時間労働の削減
- (5) 健康かつ安全な職場環境の確保
- (6) 最低賃金の確保と生活賃金の支持
- (7) 結社の自由および団体交渉権の尊重
- (8) 人身取引、強制労働および児童労働の禁止
- (9) 個人情報の保護
- (10) 地域社会との共生
- (11) 透明な事業活動の推進
- (12) 公正な取引の推進

3. 人権デュー・ディリジェンス

国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に定める人権デュー・ディリジェンスの仕組みに基づき、人権への負の影響を特定し、予防・軽減するよう取り組みます。

4. 救済

北陸電力グループの事業活動により、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合は、適切な手段を講じ、救済に努めます。

5. 教育

本方針が企業活動全体に浸透するよう、役員および従業員に対し、必要な教育を計画的かつ継続的に実施します。

6. ステークホルダーとの対話

本方針に沿った人権への取組みについて、ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を行います。

7. 情報開示

人権尊重の取組みの状況について、当社のホームページや有価証券報告書、統合報告書等にて定期的に情報開示します。

8. 人権方針の改定

ステークホルダーの皆さまとの対話や取り組むべき人権課題の変化等を踏まえ、適宜本方針を見直します。

2023年12月1日

北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

松田光司